

心理療法（カウンセリング）の公費負担に関する各種制度等についての補足説明事項一覧

1 厚生労働省

- (1) PTSDの保険適用の見通しと条件について。
- (2) 「臨床心理技術者」が専門的な精神療法を実施した場合に診療報酬の対象となるための条件について。
- (3) 臨床心理士が国家資格となった場合の臨床心理士による精神療法が診療報酬の対象となる可能性について。
- (4) 「I 002-2 精神科継続外来支援・指導料」では、臨床心理士による療法に保健点数がつかず、精神保健福祉士だけに点数がつき、「I 005 入院集団精神療法」や「I 006 通院集団精神療法」で、精神保健福祉士とともに、臨床心理士による療法に保健点数がつく理由について。
精神保健福祉士と臨床心理士では職務の性質や技能の内容が異なるかについて。
- (5) 精神科専門療法の診療報酬の点数が算定できる種類と実施者について。

2 警察庁

- (1) 警察庁が犯罪被害者等の早期回復を図る相談・カウンセリングは、きわめて重要な位置を占めているが、現在の体制は、被害者側の要請に質量ともに十分こたえられるものか。予算、スタッフ等の体制に関する現状認識について。
また、民間の被害者支援団体を今以上に活用するための課題は何か。
- (2) 犯罪被害者支援センターで実施している臨床心理士相談は全国でいくつくらいあるか、また何ケースくらい担当しているかについて。
- (3) 警察が委託している精神科医、臨床心理士はどのような基準で選んでいるのかについて。
- (4) 被害少年のメンタルヘルスケアについての取り組みなどでは、部外精神科医、臨床心理士などが数回のカウンセリングを行っているが、この場合の費用はすべて公費であるか。
公費である場合、1回どれくらいが支払われているのか。もし、被害者が継続したカウンセリングを希望した場合には、どのような対応を行っているのか。また、これらの基準は都道府県によって異なっているかについて。
- (5) 精神疾患のみの場合の重傷病給付金の代表的なケースの給付額算定の根拠となった保険医療費自己負担分の具体的内容について（平均額の場合と比較的高額の場合）。
- (6) 「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの」（第2等級）及び「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの」（第3等級）の実際の症状或いはイメージについて。